

秋田県犯罪被害者等支援条例案について

県民生活課

1 制定理由

犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

2 内容

- (1) この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図ることを目的とすることとする。（第1条関係）
- (2) この条例において用いる「犯罪等」等の用語の意義を定めることとする。（第2条関係）
- (3) 犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めることとする。（第3条関係）
- (4) 犯罪被害者等支援に関する県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を定めることとする。（第4条～第7条関係）
- (5) 知事は、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定め、これを公表しなければならないこととする。（第8条関係）
- (6) 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、必要な施策を講ずることとする。（第9条関係）
- (7) 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を講ずることとする。（第10条関係）
- (8) 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずることとする。（第11条関係）
- (9) 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、必要な施策を講ずることとする。（第12条関係）

- (10) 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行うこととする。（第13条関係）
- (11) 県は、犯罪被害者等からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関との連携の強化その他必要な体制を整備することとする。（第14条関係）
- (12) 県は、犯罪被害者等支援の推進に寄与する人材の育成を図るため、必要な施策を講ずることとする。（第15条関係）
- (13) 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、必要な施策を講ずることとする。（第16条関係）
- (14) 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、6月30日を犯罪被害を考える日とするほか、必要な教育活動及び啓発活動を行うこととする。（第17条関係）
- (15) 知事は、毎年、犯罪被害者等支援に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表することとする。（第18条関係）
- (16) 県は、市町村が犯罪被害者等支援のための施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な協力を行うこととする。（第19条関係）
- (17) (5)の計画等を調査審議させるため、秋田県犯罪被害者等支援推進会議を置くこととする。（第20条関係）
- (18) 秋田県犯罪被害者等支援推進会議の組織、委員の任期、会長、会議等について定めることとする。（第21条～第24条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。
- (3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）について所要の規定の整備を行うこととする。

「秋田県犯罪被害者等支援条例案」の概要について

背 景

- 犯罪被害者等に対する支援施策は、これまで、犯罪被害者等基本法（平成16年12月制定）に基づき策定した秋田県犯罪被害者等支援基本計画により推進してきた。
- これまでの取り組みをさらに充実させ、推し進めていくためには、県民等が犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深め、地域全体で犯罪被害者等を支えていくことが重要である。
- こうしたことから、犯罪被害者等支援の基本理念や、県・県民等の責務、県が講ずべき施策を明確化した条例を制定する必要がある。

条 例 の 概 要

目 的

- 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県や県民等の責務を明らかにすること
- 犯罪被害者等支援施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援の施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復及び軽減を図ること
- 犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図ること

基本理念

- 尊厳にふさわしい処遇の保障
犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されること
- きめ細かな途切れのない支援
犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が、途切れることなく提供されること
- 不当な差別的取扱いの防止
犯罪被害者等が、共に生きる地域社会の一員として尊重され、不当な差別的取扱いを受けないようにすること
- 関係する者の連携・協力
犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携し、協力すること

責 務

- 県
犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施すること
- 県民
犯罪被害者等のおかれている状況について理解を深め、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害しないよう十分配慮すること
- 事業者
犯罪被害者等に対し、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないように十分配慮すること
- 民間支援団体
犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援すること

基本的施策

- | | | |
|-----------------|--------------------|----------------|
| ○ 基本計画の策定 | ○ 雇用の安定 | ○ 民間支援団体に対する援助 |
| ○ 心身に受けた影響からの回復 | ○ 経済的な助成に関する情報の提供等 | ○ 県民等の理解の増進 |
| ○ 安全の確保 | ○ 連携体制の整備 | ○ 年次報告 |
| ○ 居住の安定 | ○ 人材の育成 | ○ 市町村に対する協力 |

秋田県犯罪被害者等支援推進会議

- 基本計画や施策の実施状況についての調査審議

施行期日

- 平成25年4月1日